

周南市立地適正化計画 新旧対照表

(頁は、修正後の計画書のものを示しています。)

頁	修正後（平成 30 年度）	修正前（平成 28 年度 3 月）	修正内容
計画書 全体	<u>平成 32 年以降は、和暦ではなく西暦のみの表示へ変更。</u>	-	(変更)
計画書 全体	<u>ページ番号の表記を変更。</u>	-	(変更)
表紙	周南市立地適正化計画 <u>(改定案)</u>	周南市立地適正化計画 <u>(改定素案)</u>	(変更)
1 6 行目	～地域活力が低下する <u>おそれ</u> があります。	～地域活力が低下する <u>虞</u> があります。	(変更)
1 18 行目	本市においても、平成 20 年度に策定した周南市都市計画マスタープランにおいて「市街地の拡散抑制と都市機能が集積された都市」等を都市の将来像に位置づけているところであり、本格的な <u>人口減少・少子高齢化社会</u> に対応するため、～。	本市においても、平成 20 年度に策定した周南市都市計画マスタープランにおいて「市街地の拡散抑制と都市機能が集積された都市」等を都市の将来像の <u>1 つ</u> に位置づけているところであり、本格的な <u>少子高齢化・人口減少社会</u> に対応するため、～。	(削除) (変更)
8 27 行目	～平成 26 年 3 月に <u>は</u> 周南市公共施設再配置の基本方針を策定しました。	～平成 26 年 3 月に周南市公共施設再配置の基本方針を策定しました。	(追加)
12 上段図中	<u>(削除)</u>	<u>※居住促進区域は平成 30 年度までに設定。</u>	(削除)
12 上段図	<u>テキストボックス“2028 年”“2035 年”のサイズを修正。</u>	-	(変更)
12 下段図	<u>テキストボックス“周南都市計画区域”の位置の修正。</u>	-	(変更)
13 下段図	■地勢図 <u>高解像度の図に変更。</u>	-	(変更)
14 下段図	<u>熊毛と鹿野の画像を各 1 枚ずつ新設。</u>	-	(新設)
15 グラフ	■年齢 3 区分別人口と将来推計人口の推移 <u>昭和 55 年の不詳の数の変更。</u> <u>横軸の表記の修正。</u>	-	(変更)
16 上段 グラフ	■年齢 3 区分別の人口割合と将来推計人口割合の <u>推移</u> <u>昭和 55 年の不詳の割合の変更。</u>	■年齢 3 区分別の人口割合と将来推計人口割合	(追加) (変更)

頁	修正後（平成 30 年度）	修正前（平成 28 年度 3 月）	修正内容
16 下段 グラフ	■人口ピラミッド <u>年齢 3 区分ごとに凡例の塗色を変更。</u>	-	(変更)
17 18 行目	将来人口の年齢構成をみると、 <u>特に</u> 人口が減少する中でも高齢者人口は増加して、～。	将来人口の年齢構成をみると、人口が減少する中でも高齢者人口は増加して、～。	(追加)
17 26 行目	また、人口密度の推移をみると、徳山駅周辺や新南陽駅周辺 <u>など</u> が 1 ha 当たり 40 人以上の人口密度を維持しているものの、 <u>全体的に</u> 市街地の人口密度は低下すると予測されています。	また、人口密度の推移をみると、徳山駅周辺や新南陽駅周辺が 1 ha 当たり 40 人以上の人口密度を維持しているものの、市街地の人口密度は低下すると予測されています。	(追加)
24 4 行目	都市計画区域内の人口をみると、平成 27 年から 2035 年までに約 2 万 5 千人（約 20%）減少することが見込まれます。そのうち、周南都市計画区域の市街化区域内人口は約 1 万 9 千人（約 17%）の減少、周南東都市計画区域の用途地域内人口は約 3 千人（約 24%）の減少が見込まれます。都市計画区域外の人口は、約 0.5 千人（約 4%）減少することが見込まれます。	都市計画区域内の人口をみると、平成 22 年から平成 47（2035）年までに約 3 万 1 千人（約 23%）減少することが見込まれます。そのうち、周南都市計画区域の市街化区域内人口は約 2 万 4 千人（約 21%）の減少、周南東都市計画区域の用途地域内人口は約 4 千人（約 29%）の減少が見込まれます。都市計画区域外の人口は、約 6 千人（約 42%）減少することが見込まれます。	(変更)
24 中段 表	<u>・都市計画の区域区分等別人口の平成 22（2010）年の国勢調査人口から平成 27 年（2015）年の国勢調査人口へ変更</u>	-	(変更)
24 中段 表下	※2035 年の項目は、数値がないためメッシュ人口から算出している。	※平成 22 年の「周南東都市計画区域の用途地域内人口」及び平成 47 年の全ての項目は、数値がないためメッシュ人口から算出している。	(変更)
24 中段 表下	資料：総務省「国勢調査」	資料：総務省「国勢調査」、 <u>国土交通省「平成 26 年都市計画現況調査」</u>	(削除)
24 10 行目	6)人口集中地区(DID) <u>の推移</u>	6)人口集中地区(DID)	(追加)
24 12 行目	人口集中地区（以下「D I D」という。）の面積は、人口の増加に伴い主に農地や丘陵部が宅地開発されたことによって、昭和 45（1970）年の 1,580ha～。	人口集中地区（以下「D I D」という。）の面積は、人口の増加に伴い主に農地や丘陵部が宅地開発されたことによって、昭和 45（1975）年の 1,580ha～。	(変更)
24 17 行目	D I D人口密度は、昭和 45 年の 47.9 人/ha から平成 27 年の 29.3 人/ha まで低下しています。	D I D人口密度は、昭和 45 年の 64.6 人/ha から平成 27 年の 29.3 人/ha まで低下しています。	(変更)
25 上段図	■D I Dの変遷 <u>平成 27 年D I Dの追加。</u>	-	(追加)
25 下段 グラフ	■D I D面積とD I D人口、D I D人口密度の推移 <u>グラフの開始年次を昭和 45 年に変更</u>	-	(変更)
26 18 行目	平成 22 年の 15 歳以上の従業・通学地をみると、下松市（流入超過 731 人）、光市（流入超過 1,222 人）、防府市（流入超過 1,521 人） <u>からの流入</u> が多くなっています。	平成 22 年の 15 歳以上の従業・通学地をみると、下松市（流入超過 731 人）、光市（流入超過 1,222 人）、防府市（流入超過 1,521 人）が多くなっています。	(追加)

頁	修正後（平成 30 年度）	修正前（平成 28 年度 3 月）	修正内容
29 8 行目	市域全体で <u>4,451ha の用途地域を指定していて、～。</u>	市域全体で、 <u>用途地域として 4,451ha が指定されていて、～。</u>	(削除) (変更)
29 表中	<u>・都市計画の区域区分等別人口の平成 22（2010）年の国勢調査人口から平成 27 年（2015）年の国勢調査人口へ変更</u>	-	(変更)
29 表下	<u>(削除)</u>	※（周南東）用途地域内人口は、数値がないためメッシュ人口から算出している。	(削除)
31 2 行目	①土地利用	①土地利用 <u>状況</u>	(削除)
31 7 行目	人口増加、自動車の普及等に伴い、市街地周辺において田や森林から建物用地への転用が進み、建物用地は、昭和 51（1976）年の 14.98 ㎥から平成 21 年の 38.02 ㎥まで約 2.5 倍 <u>に</u> 増加しています。	人口増加、自動車の普及等に伴い、市街地周辺において田や森林から建物用地への転用が進み、建物用地は、昭和 51（1976）年の 14.98 ㎥から平成 21 年の 38.02 ㎥まで約 2.5 倍増加しています。	(追加)
31 9 行目	■土地利用 <u>の</u> 状況	■土地利用状況	(追加)
31 中段図	凡例 【土地利用 <u>状況</u> 】	凡例 【土地利用 <u>現況</u> 】	(変更)
32 上段 グラフ	■新設住宅着工戸数の推移 <u>「※当初許可申請後の変更は反映していません。」の注釈の追加</u>	-	(追加)
32 8 行目	新設住宅着工状況をみると、主に市街化区域と用途地域 <u>内</u> において住宅が建設されていますが、～。	新設住宅着工状況をみると、主に市街化区域と用途地域において住宅が建設されていますが、～。	(追加)
32 12 行目	■新設住宅着工 <u>の</u> 状況	■新設住宅着工状況	(追加)
33 3 行目	④低未利用地	④低未利用地 <u>の</u> 状況	(削除)
33 グラフ	<u>ラベルの位置の変更</u>	-	(変更)
34 6 行目	<u>平成 26 年（2014 年）の産業構造をみると、事業所は市内に 7,359 か所立地しています。</u>	産業構造をみると、事業所は市内に 7,359 か所立地しています。	(追加)
34 下段 グラフ	■産業分類別事業所数 <u>グラフの数値が見えやすいように変更 総数の追加。</u>	-	(変更) (追加)
35 3 行目	②事業所	②事業所 <u>の</u> 分布	(削除)
35 図中	資料： <u>経済産業省</u> 「経済センサス」	資料： <u>総務省</u> 「経済センサス」	(変更)
36 15 行目	<u>昭和 63 年（1988）以降の推移をみると、小売事業所数は、平成 6 年から平成 26 年にかけて 1,405 事業所（59.4%）が減少しています。</u>	<u>平成 6 年以降の推移をみると、小売事業所数は、平成 6 年の 2,364 事業所から平成 26 年の 959 事業所まで</u> 1,405 事業所（59.4%）が減少しています。	(変更)
36 18 行目	年間商品販売額は、 <u>平成 3 年から平成 9 年まで 210,000 百万円前後で</u> 横ばいに推移していましたが、～。	年間商品販売額は、平成 6 年の 2,100 億円から平成 9 年まで横ばいに推移していましたが、～。	(変更)

頁	修正後（平成 30 年度）	修正前（平成 28 年度 3 月）	修正内容
36 20 行目	売場面積は、平成 6 年の 199,912 m ² をピークに減少傾向にあり、平成 26 年 <u>にかけて</u> 60,832 m ² （30.4%）減少しています。	売場面積は、平成 6 年の 199,912 m ² をピークに減少傾向にあり、平成 26 年 <u>には 139,080 m²となつて、</u> 60,832 m ² （30.4%）減少しています。	（変更）
37 4 行目	②売場面積別事業所数	②売場面積 <u>規模</u> 別事業所数	（削除）
37 上段 グラフ	■小売事業所数・従業者数の推移 <u>1986→1988 に修正。</u>	-	（変更）
37 中段 グラフ	■年間商品販売額・売場面積の推移 <u>1986→1988 に修正。</u>	-	（変更）
37 下段 グラフ	■昭和 63（1988）年を 100 とした場合の各小売業指標の推移 ・ <u>床効率の凡例の色を変更</u> ・ <u>各指標のマーカの変更</u> ・ <u>出典の追加。</u> ・ <u>縦軸を比率から %へ変更。</u> ・ <u>横軸の昭和 63 年に西暦（1988）を追加。</u>	-	（変更） （追加）
37 5 行目	売場面積別事業所数の推移をみると、平成 3 年から平成 26 年までに <u>1,580 事業所（62.2%）が減少</u> する中でも、～。	売場面積別事業所数の推移をみると、平成 3 年から平成 26 年までに 1,580 事業所が減少（62.2%減）する中でも、～。	（変更）
38 上段 グラフ	■売り場面積別事業所数 <u>横軸の表記を修正。</u>	-	（変更）
38 2 行目	資料：経済産業省「商業統計」、 <u>経済産業省</u> 「経済センサス」	資料：経済産業省「商業統計」、 <u>総務省</u> 「経済センサス」	（変更）
38 4 行目	1) <u>施設分類別立地状況</u>	1)行政	（変更）
38 5 行目	<u>①行政</u>	-	（新設）
38 下段図	<u>図のサイズの変更。</u>	-	（変更）
39 1 行目	<u>②教育文化</u>	2)教育分野	（変更）
39 2 行目	<u>(I)学校施設</u>	①学校施設	（変更）
39 7 行目	<u>(II)スポーツ施設</u>	②スポーツ施設	（変更）

頁	修正後（平成 30 年度）	修正前（平成 28 年度 3 月）	修正内容
40 1 行目	(III)教育文化施設	③教育文化施設	(変更)
40 6 行目	③保健医療	3)保健医療	(変更)
41 1 行目	④福祉（入所系福祉施設以外）	4)福祉（入所系福祉施設以外）	(変更)
41 6 行目	⑤子育て支援	5)子育て支援	(変更)
41 10 行目	その他の子育て支援施設の立地をみると、 <u>子育て世代包括支援センターは 1 か所</u> 、子育て支援センターは市内に 11 か所、 <u>児童厚生施設</u> は市内に 6 か所、 <u>病児保育施設</u> は市内に 3 か所設置されていて、概ね市街地に立地しています。	その他の子育て支援施設の立地をみると、子育て支援センターは市内に 12 か所、 <u>児童館</u> は市内に 6 か所、 <u>病児保育施設</u> は市内に 3 か所設置されていて、概ね市街地に立地しています。	(変更)
42 下段 図	■その他の子育て支援施設の立地状況（都市計画区域） <u>子育て支援センターに分類していた「周南市子育て世代包括支援センター」を子育て世代包括支援センターに変更。</u> <u>上記変更に伴い、図の修正。</u> <u>周南市東福祉館児童館及び共楽保育園子育て支援センター、こども家庭支援センター「ぼけっと」の位置の修正。</u>	-	(変更)
42 3 行目	⑥商業	6)商業	(変更)
43 3 行目	2)都市機能の立地状況	7)都市機能の立地状況	(変更)
43 表中	<u>字体の変更</u>	-	(変更)
44 3 行目	3)生活サービス施設の利便性・持続可能性	8)生活サービス施設の利便性・持続可能性	(変更)
49 上段 図	<u>子育て支援センターに分類していた「周南市子育て世代包括支援センター」を子育て世代包括支援センターに変更。</u> <u>上記変更に伴い、図の修正。</u> <u>周南市東福祉館児童館及び共楽保育園子育て支援センター、こども家庭支援センター「ぼけっと」の位置の修正。</u>	-	(変更)
50 9 行目	～新山口駅と並び県内で最も利用者の多い駅となっていますが、 <u>乗車人員は平成 4 年の 4,035 千人～</u> 。	～新山口駅と並び県内で最も利用者の多い駅となっていますが、平成 4 年の 4,035 千人～。	(追加)
51 下段 グラフ	<u>時系列の目盛りの修正</u>	-	(変更)
52 3 行目	～、特に近年では軽乗用車が増加しています。その影響 <u>もあり</u> 、国道 2 号等で徳山東 IC へのアクセスや近隣地域間の往来、徳山下松港や工場エリアの流出入交通の集中による渋滞が慢性的に発生しています。	特に近年では軽乗用車が増加しています。その影響 <u>で</u> 、国道 2 号等で徳山東 IC へのアクセスや近隣地域間の往来、徳山下松港や工場エリアの流出入交通の集中による渋滞が慢性的に発生しています。	(変更)
54 8 行目	■ <u>津波浸水想定区域</u> （沿岸部）	■ <u>津波災害警戒区域</u> （沿岸部）	(変更)

頁	修正後（平成 30 年度）	修正前（平成 28 年度 3 月）	修正内容
55 3 行目	① <u>災害の危険性が高い区域</u> と DID	①各種災害危険区域と DID	(変更)
55 4 行目	自然災害の危険性が高い区域と DID の関係をみると、～。	自然災害の危険性が高い <u>各種災害危険</u> 区域と DID の関係をみると、～。	(削除)
55 7 行目	■ <u>災害の危険性が高い区域</u> と DID の重複部分	■各種災害危険区域と DID の重複部分	(変更)
55 8 行目	■ <u>災害の危険性が高い区域</u> と DID（市街化区域と用途地域）	■各種災害危険区域と DID（市街化区域と用途地域）	(変更)
55 下段図	凡例 <u>災害の危険性が高い区域</u>	凡例 各種災害危険区域	(変更)
56 1 行目	② <u>災害の危険性が高い区域</u> と避難場所	②各種災害区域と避難場所	(変更)
56 5 行目	■避難施設と <u>災害の危険性が高い区域（図）</u> （市街化区域と用途地域）	■避難施設とハザード区域図（市街化区域と用途地域）	(変更)
56 上段図	凡例 <u>災害の危険性が高い区域</u>	凡例 各種災害危険区域	(変更)
56 10 行目	地価は、土地の取引需要を反映していますので、その下落は都市の価値（魅力）の低下を意味しています。	地価は、土地の取引需要を反映していますので、その下落は都市の価値（魅力）の低下も意味しています。	(変更)
57 2 行目	地価公示と都道府県地価調査をみると、 <u>中心市街地のような</u> 都市機能が集積した利便性の高い地域が比較的高いものの、平成 9 年から平成 28 年まで、市街地全体で地価が下落しています。	地価公示と都道府県地価調査をみると、都市機能が集積した利便性の高い地域が比較的高いものの、平成 9 年から平成 28 年まで、市街地全体で地価が下落しています。	(追加)
59 9 行目	■財政構造の推移	■ <u>周南市における</u> 財政構造の推移	(削除)
67 表中	土地利用 ・ <u>人口減少や低未利用地が増加しているにも関わらず、</u> 依然として市街化調整区域の開発行為もあります。 ・ <u>開発許可を要しない小規模な開発行為が行われています。</u>	土地利用 ・依然として市街化調整区域の開発行為もあります。	(追加) (新設)
67 表中	経済活動 ・小売店舗の大規模化が進む一方、小売販売額や小売事業所数は大きく減少して、商業機能が低下しています。 ・生産年齢人口の減少により、消費が縮小し <u>ています。</u>	経済活動 ・小売店舗の大規模化が進む一方、小売販売額や小売事業所数は大きく減少して、商業機能は低下しています。 ・生産年齢人口の減少により、消費が縮小し、 <u>税収も減少します。</u>	(変更)
68 表中	災害 ・このまま市街地が拡大すると、 <u>さらに、災害の危険性が高い箇所に居住地が広がります。</u>	災害 ・このまま市街地が拡大すると、 <u>居住地の災害の危険性が高まります。</u>	(変更)
68 下段図	<周南市の現状と主な問題点> <u>図の変更。</u>	-	(変更)
70 5 行目	⑨持続的な行政サービスの <u>提供</u>	⑨持続的な行政サービス	(追加)
70 中段図	■ <u>取組の方向性</u> <u>図及び取組の方向性を新設。</u>	-	(新設)

頁	修正後（平成 30 年度）	修正前（平成 28 年度 3 月）	修正内容
71 10 行目	各地域を公共交通で結び人の交流を活発にすることによって、交通結節機能を持つ都市拠点を中心に多様な商品やサービスが流動するとともに、拠点と地域がその特性を生かして相互に支え合い、 <u>既存ストックを改善しながら</u> 新しい価値（モノ、コト）を創造する“持続的に成長する都市”を構築することができます。	各地域を公共交通で結び人の交流を活発にすることによって、交通結節機能を持つ都市拠点を中心に多様な商品やサービスが流動するとともに、拠点と地域がその特性を生かしながら相互に支え合い、新しい価値（モノ、コト）を創造する“持続的に成長する都市”を構築することができます。	(変更)
71 29 行目	<u>○既存ストックを改善しながら、新陳代謝していく都市</u>	-	(追加)
72 1 行目	<u>2. 都市づくりの基本方針</u>	2 都市づくりの基本方針	(変更)
73 5 行目	そして、中山間地域や島 <u>しょ</u> といった条件不利地域においては、～。	そして、中山間地域や島 <u>嶼</u> といった条件不利地域においては、～。	(変更)
73 図	<u>都市構造上の課題の枠線の間隔を変更。</u>	-	(変更)
74 1 行目	<u>2 将来都市構造</u>	3 将来都市構造	(変更)
75 20 行目	また、生活空間がコンパクトにまとまり公共交通により連携することで、 <u>集積や密度、規模の経済によって</u> 都市全体の生活利便性、 <u>生産性、創造性など</u> が高まり、暮らしやすい都市構造になります。	また、生活空間がコンパクトにまとまり公共交通により連携することで、都市全体の生活利便性が高まり、暮らしやすい都市構造になります。	(追加)
76 図	<u>地域連携軸（榊ヶ浜-鼓南間及び徳山-大津島間）の追加</u>	-	(追加)
77 図	■将来都市構造のイメージ図 <u>地域連携軸（榊ヶ浜-鼓南間）の追加</u>	-	(追加)
78 6 行目	後述する居住促進区域を定めない各地域においても～、他拠点との連携（公共交通 <u>ネットワークの形成</u> ）等に取り組み、～。	後述する居住促進区域と <u>都市機能誘導区域</u> を定めない地域においても～、他拠点との連携（公共交通）等に取り組み、～。	(削除) (追加)
79 1 行目	第 <u>4</u> 章 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域等	第5章 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域等	(変更)
79 22 行目	①居住誘導区域内であること	①居住誘導区域内であること <u>【法定】</u>	(削除)
81 18 行目	①居住誘導区域であること	①居住誘導区域であること <u>【法定】</u>	(削除)
82.83 図	■都市機能誘導区域（広域図） ■徳山駅周辺都市機能誘導区域：238.3ha ■新南陽駅周辺都市機能誘導区域：50.1ha ・人口集中地区の線を平成 22 年国勢調査の人口集中地区から平成 27 年国勢調査の人口集中地区に変更 ・都市機能誘導区域（広域図）及び徳山駅周辺都市機能誘導区域の線を修正（岸壁の凹み箇所を市街化区域に合わせて修正）。 <u>上記に併せて凡例も変更</u>	-	(変更)

頁	修正後（平成 30 年度）	修正前（平成 28 年度 3 月）	修正内容
82 上段図	<p>■都市機能誘導区域（広域図） <u>バス停から半径 300mの線を細く変更。</u></p>	-	(変更)
82 図	<p>■都市機能誘導区域（広域図） ■徳山駅周辺都市機能誘導区域：238.3ha <u>都市機能誘導区域の線を訂正。</u></p>	-	(変更)
83 11 行目	<p>さらに、周南広域都市圏の中核であり、本市の中心市街地である徳山駅周辺は、地域活力の向上に向けて、広域的な賑わいや交流を創出する<u>ような“生活の密度（生活の質）”を高める</u>機能を果たすことも重要です。</p>	<p>さらに、周南広域都市圏の中核であり、本市の中心市街地である徳山駅周辺は、地域活力の向上に向けて、広域的な賑わいや交流を創出する機能を果たすことも重要です。</p>	(追加)
84 表中	<p>■都市機能の種類 <u>分散型の行と地域型の行の入れ替え。</u></p>	-	(変更)
85,86 表中	<p>■本計画の対象とする都市機能増進施設 <u>「地域」と「分散」の列の入れ替え 表内の“△”をすべて“○”に変更</u></p>	-	(変更)
86 表中	<p>■対象とする都市機能増進施設 商業 <u>小売・飲食・サービス店舗</u></p>	<p>■対象とする都市機能増進施設 商業 小売店・飲食店</p>	(変更)
87 5 行目	<p>本市の広域的都市拠点である徳山駅周辺は、周南広域都市圏の中核を担う都市核であるとともに、鉄道（新幹線、山陽本線、岩徳線）と路線バス、<u>航路</u>が接続する広域交通<u>結節</u>拠点として位置付けられています。</p>	<p>本市の広域的都市拠点である徳山駅周辺は、周南広域都市圏の中核を担う都市核であるとともに、鉄道（新幹線、山陽本線、岩徳線）と路線バスが接続する広域交通拠点として位置付けられています。</p>	(追加)
87 9 行目	<p><u>また、中心市街地におけるまちづくりの理念「公園都市（パークタウン）」に基づき、公園のように誰にとっても居心地が良く、多世代が憩い、交流できる公共空間として重要な都市拠点となっています。</u></p>	-	(追加)
87 上段図	<p><u>徳山駅周辺の画像を挿入。</u></p>	-	(新設)
87 下段図	<p><u>新南陽駅周辺の画像を挿入。</u></p>	-	(新設)
87 22 行目	<p>本市の地域都市拠点である新南陽駅周辺は、周南広域都市圏の地域核であるとともに、鉄道（山陽本線）と路線バスが接続する主要交通<u>結節</u>拠点として位置付けられています。</p>	<p>本市の地域都市拠点である新南陽駅周辺は、周南広域都市圏の地域核であるとともに、鉄道（山陽本線）と路線バスが接続する主要交通結節拠点として位置付けられています。</p>	(追加)
88 2 行目	<p>誘導施設の設定基準について以下のとおり整理し、～。</p>	<p><u>都市機能誘導区域</u>誘導施設の設定基準について以下のとおり整理し、～。</p>	(削除)
88 表中	<p>■対象施設の設定基準の整理 徳山駅周辺 <u>小売・飲食・サービス店舗 映画館・劇場の立地状況に○を追加。</u> 新南陽駅周辺 <u>小売・飲食・サービス店舗</u> <u>表内の“△”をすべて“○”に変更 誘導施設の列を削除</u></p>	<p>■対象施設の設定基準の整理 徳山駅周辺 小売店・飲食店 新南陽駅周辺 小売店・飲食店</p>	(変更) (追加) (削除)

頁	修正後（平成 30 年度）	修正前（平成 28 年度 3 月）	修正内容
89 2 行目	徳山駅周辺都市機能誘導区域及び新南陽駅周辺都市機能誘導区域について、 <u>本市の現状等から、以下のとおり誘導施設を具体的に設定します。誘導施設については、施設の立地状況、必要性等を考慮して、適宜見直しを行います。</u>	徳山駅周辺都市機能誘導区域及び新南陽駅周辺都市機能誘導区域について、下記のとおり誘導施設を具体的に設定します。	(変更) (追加)
89 表中	■誘導すべき都市機能増進施設（誘導施設） <u>先頭行の色の変更</u> <u>表の幅の変更</u>	-	(変更)
90 2 行目	都市機能誘導区域において、基本方針及び誘導方針に基づき、以下の施策を <u>民間と行政</u> が実施して本計画を推進します。	都市機能誘導区域において、基本方針及び誘導方針に基づき、以下の施策を実施して本計画を推進します。	(追加)
90 4 行目	都市拠点としての利便性の維持・向上のため、～。	<u>生活</u> 都市拠点としての利便性の維持・向上のため、～。	(削除)
90 7 行目	～原則として都市機能誘導区域に維持するとともに、利用者ニーズ等の必要に応じて、補助金の活用等の手法により、その機能の強化や複合化に取り組みます。	～原則として都市機能誘導区域に維持するとともに、利用者ニーズ等の必要に応じて、補助金の活用等の手法により、 <u>公民が連携して</u> その機能の強化や複合化に取り組みます。	(削除)
90 8 行目	また、安心安全の確保と快適性（アメニティ）の向上のため、施設の耐震化や <u>ユニバーサルデザインへの対応</u> にも取り組みます。	また、安心安全の確保と快適性（アメニティ）の向上のため、施設の耐震化や <u>バリアフリー化</u> にも取り組みます。	(変更)
90 13 行目	～低未利用地・国有財産の活用、ふるさと融資、市街地開発事業、補助金の活用等の手法により、当該区域への集約に取り組みます。	～低未利用地・国有財産の活用、ふるさと融資、市街地開発事業、補助金の活用等の手法により、 <u>公民が連携して</u> 当該区域への集約に取り組みます。	(削除)
90 23 行目	4) 電解コンビナート <u>等</u> の <u>地域</u> 資源の活用	4) 電解コンビナートの資源の活用	(追加)
90 24 行目	～、コンビナートから発生する電力を市街地へ供給する送電設備の整備、誘導施設への電力供給等のインセンティブによる都市機能の誘導等に取り組みます。	～、コンビナートから発生する電力を市街地へ供給する送電設備を整備し、誘導施設への電力供給等のインセンティブによる都市機能の誘導等に取り組みます。	(変更) (削除)
91 10 行目	～、駅前広場の整備、待合環境の整備、 <u>ユニバーサルデザインへの対応</u> 等により、～。	～、駅前広場の整備、待合環境の整備、 <u>バリアフリー化</u> 等により、～。	(変更)
91 12 行目	<u>注釈の新設。</u>	-	(新設)
92 1 行目	第 5 章 居住を促進すべき区域等	第 4 章 居住を促進すべき区域等	(変更)
92 7 行目	人口減少・少子高齢化社会においても持続的に発展する、暮らしやすい都市を実現するためには、低密度な市街地の拡大を抑制しつつ、都市拠点 <u>へのアクセスが容易なところ</u> に一定の人口密度を維持しながら、～。	人口減少・少子高齢化社会においても持続的に発展する、暮らしやすい都市を実現するためには、低密度な市街地の拡大を抑制しつつ、都市拠点周辺に一定の人口密度を維持しながら、～。	(変更)
92 30 行目	⑤自然災害により甚大な人的被害を受ける危険性が <u>相対的に高くない</u> 区域であること	⑤自然災害により甚大な人的被害を受ける危険性が低い区域であること	(変更)
93 3 行目	<u>なお、居住促進区域への居住の促進は、都市全体のまちづくりの観点から、全ての市民の暮らしやすさを維持するための手法の 1 つであり、居住促進区域外における居住を規制するものではありません。</u>	-	(新設)

頁	修正後（平成 30 年度）	修正前（平成 28 年度 3 月）	修正内容
93 3 行目	<u>(削除)</u>	■ <u>居住促進方針</u>	(削除)
93 4 行目	高密度経済成長期における人口増加、自動車の普及、道路網の整備等に伴い安価な郊外の宅地開発が行われ、市街地が拡大してきましたが、～。	高密度経済成長期における人口増加、自動車の普及、道路網の整備等に伴い安価な郊外の宅地開発が行われ、 <u>低密度な</u> 市街地が拡大してきましたが、～。	(削除)
93 10 行目	～現在、人口減少により市街地の人口が低密度化し、生活に必要な都市機能の維持が困難になること <u>など</u> が懸念されています	～現在、人口減少により市街地の人口が低密度化し、生活に必要な都市機能の維持が困難になることが懸念されています	(追加)
93 14 行目	また、人口の減少と低密度化が進む中で、空き家、空き地等の増加による犯罪や事故の発生、生活サービス施設の撤退 <u>等</u> による生活不安の増大が懸念されま	また、人口の減少と低密度化が進む中で、空き家、空き地等の増加による犯罪や事故の発生、生活サービス施設の撤退による生活不安の増大が懸念されま	(変更)
94 1 行目	～地域特性、生活スタイル等に合った暮らしが <u>選択</u> できることが重要です。	～地域特性、生活スタイル等に合った暮らしができることが重要です。	(追加)
94 上段図	■ <u>将来の居住空間密度のイメージ図</u> <u>図の新設</u>	-	(新設)
94 下段図	■ <u>将来の市街地形成のイメージ（都市計画区域内）</u> <u>図の新設。</u>	-	(新設)
95 ～ 107	<u>以下の項目を新設</u> <u>3 居住促進区域</u> <u>1. 将来の市街地等</u> <u>2. 居住促進区域の設定</u> <u>3. 居住促進区域の区域設定</u> <u>4 将来の市街地等における暮らし</u> <u>5 居住を促進するために構すべき施策</u>	-	(新設)
109 15 行目	立地の適正化に関する目標 <u>及び期待される効果</u>	立地の適正化に関する目標	(追加)
109 19 行目	本市は、～、生活サービス施設の集積という外形的な密度 <u>(量)</u> のみではなく、多くの居住者が都市空間の中で様々な活動を行うことができる「生活空間として密度」 <u>(質)</u> も高くする「 <u>まち（都市機能と都市活動）</u> の高密度化」を目指します。	本市は、～、生活サービス施設の集積という外形的な密度のみではなく、多くの居住者が都市空間の中で様々な活動を行うことができる「生活空間として密度」を高くする「 <u>都市機能と生活空間</u> の高密度化」を目指します。	(追加) (変更)
110 1 行目	<u>「まち（都市機能と都市活動）の高密度化」</u> の実現により、～。	「都市機能との生活空間の高密度化」の実現により、～。	(変更)
110 上段表	<u>5 行目の（参考）人口を削除</u>	-	(削除)
110 8 行目	<u>「2. 居住に関する目標」の新設</u>	-	(新設)

頁	修正後（平成 30 年度）	修正前（平成 28 年度 3 月）	修正内容
111 ～ 112	以下の項目に変更・新設 4. 期待される効果 1) 地域活力の向上 2) 安心安全の確保（生活不安の解消） 3) 持続可能性の向上 を新設。	4. 目標の管理	(変更) (新設)
113 6 行目	また、概ね 5 年ごとに本計画の施設の実施状況について調査、～。	また、5 年ごとに本計画の施設の実施状況について調査、～。	(変更)
113 9 行目	本計画の推進に当たっては、住民や関係する事業者、行政等が目指すべき将来像を共有し、官民が一体となって進めることが重要です。そのため、計画の見直し時には、必要に応じ、住民説明会やパブリックコメント等を実施し、意見聴取を図るとともに、本計画の進捗状況等を適宜、ホームページ等で周知を図ることで、官民一体的な取組を推進します。	-	(追加)
113 図中	注釈 ※成果指標については、当該指標の調査年度に応じて評価等を行います。	注釈 ※平成 30 年度までに設定する居住促進区域を公表後、PDCA により評価等を行います。 ※成果指標については、当該指標の調査年度に応じて評価等を行います。	削除
114 上段表	評価の年間スケジュールの表を新設。	-	(新設)
114 5 行目	本計画の進捗状況等について、毎年度、周南市都市再生推進協議会に報告しながら、適宜、周南市都市計画審議会にも報告します。	本計画の進捗状況等について、毎年度、周南市都市再生推進協議会に報告しながら、適宜、周南市都市再生推進協議会にも報告します。	(変更)

※修正内容の種類 追加：文言等を追加した時 変更：文言等を変更した時 削除：文言等を削除した時 新設：項目や図表等を追加した時 移動：文言等を移動した時